

令和 4 年 4 月 1 日  
東京二十三区清掃一部事務組合

### 放射能濃度測定(排ガス)の終了について

東京二十三区清掃一部事務組合では、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能の影響を確認するため、平成 23 年 6 月から焼却処理で発生する焼却灰等の放射能濃度を測定してきました。

これらのうち、排ガスの放射能測定については、すべての清掃工場で実施していましたが、板橋、足立、品川、葛飾、世田谷清掃工場以外の清掃工場については、平成 24 年 1 月から測定義務が免除されております。残る上記 5 施設においても、令和 4 年 3 月末で測定義務が免除されました。

また、これまでの測定結果は、令和 3 年度末までに延べ 4043 回測定しましたが、いずれの工場からも検出されていません。

これらのことから、下表のとおり放射能濃度測定は、排ガスの定期的な測定を令和 4 年 3 月で終了し、4 月からはそれ以外の項目を対象に測定していきます。

表 測定項目と測定頻度

測定項目 (対象物)		測定頻度	
		令和 4 年 3 月まで	令和 4 年 4 月から
放射能濃度※ <sup>1</sup>	飛灰処理汚泥※ <sup>2</sup>	1 回/月	
	主灰、スラグ	1 回/月	
	排ガス	1 回/月	終了
空間線量率	敷地境界	1 回/週	
	工場内灰処理設備等	1 回/2 週	

※<sup>1</sup> 測定する放射性核種は、セシウム 134 とセシウム 137 である。

※<sup>2</sup> 飛灰搬出工場 (千歳、墨田、北、渋谷) については飛灰を測定する。

(問合せ先)

施設管理部 技術課

電話 03-6238-0765